

【 手術 】

717 肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法（一連として）又は肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）の算定について

《令和7年10月31日》

○ 取扱い

同一入院期間に実施した、同一部位に対する次の手術の算定は、原則として1回まで認められる。

- (1) K697-2 肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法（一連として）
- (2) K697-3 肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）

○ 取扱いを作成した根拠等

肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法（一連として）と肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）の一連の期間は、通常、所期の目的を達成するまでの期間であり、個々の症例によるところが大きいですが、同一部位に対する同一入院期間内での複数回の実施は通常一連と考えることが妥当である。

以上のことから、同一入院期間に実施した、同一部位に対する上記手術の算定は、原則として1回まで認められると判断した。